平成２５年（フ）第１３９８５号
東京都足立区千住桜木２丁目17番１―111号
破産者　有限会社キャピタル・ネットワーク
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９８６号
東京都足立区千住桜木２丁目14―18―707
破産者　坂部　哲也
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０１５号
埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目1491番地１　ウェルズ吉野原106
破産者　株式会社埼玉県おそうじセンター
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０３６号
埼玉県草加市氷川町302番地３
破産者　株式会社アド・ポスト
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３３号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目31番１号
破産者　有限会社創作季節料理清水
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80―36―303
破産者　清水　政徳
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９２号
東京都港区西麻布２丁目25番29号
破産者　株式会社スパイラル・エンタテインメント・ジャパン
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９３号
東京都目黒区東山２丁目２―１―1102
破産者　村松　　宏
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９７号
東京都江東区猿江１丁目６番９号
破産者　株式会社幸文社石井印刷所
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２００号
千葉県四街道市千代田４丁目21番５号
破産者　有限会社千葉ワンド社
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０５号
東京都中央区新富２丁目２番11号
破産者　株式会社ケイ・インタートレード
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２２７号
東京都港区西新橋１丁目５番12号
破産者　株式会社ワンダーライフ
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２４２号
東京都港区新橋６丁目22番１号
破産者　株式会社ウェイズインターナショナル
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２４３号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目９―59―205、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸12―22
破産者　安田　　亨
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６１号
埼玉県川越市旭町１丁目14番21旭町フラット
破産者　有限会社アイディーエフ
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６３号
埼玉県狭山市笹井１丁目31―35
破産者　福士　好子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６６号
東京都港区赤坂４丁目13番８号
破産者　株式会社アークロード一級建築士事務所
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６７号
千葉県松戸市栗ケ沢793―42
破産者　副嶋　和彦
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７１号
東京都小平市花小金井４丁目38番15号
破産者　有限会社大黒電設
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７６号
東京都大田区池上６丁目８番11号
破産者　有限会社ひろべ呉服店
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７７号
東京都大田区池上８丁目19―６―203
破産者　廣邉　　隆
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７８号
東京都大田区池上８丁目19―６―203
破産者　廣邉　宮子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部